## 小山東町地区地区計画

名 称	小山東町地区地区計画				
位 置	京都府南丹市園部町小山東町平成台1号、小山東町平成台2号、小山東町平成台3号、小山東町馬谷の一部				
面積	約17.2ha				
地区計画の目標	当地区は「良好な田園都市」を基本理念に、組合施行の土地区画整理事業で公共施設等が整備された地区であり、 平成22年に京都〜園部間において複線化事業が完了しているJR 園部駅の南約200mに位置している。今後、健 全かつ良好な市街地を形成するため、周辺の自然環境と調和のとれた居住環境の規制・誘導を図る。				
土地利用の方針	低層の戸建住宅及び中高層の集合住宅を主体とした土地利用を図るとともに、地区内外の利便に配慮した公共公益施設等を適正に配置する。				
が 地区施設の 整備 方針					
備・開発及び保全の方針 繁集備 を開発及の分割 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	<b>教権型第上なわれ、併居東田住宅地区上調和な図っていく</b>				

		lui P	名 称	低層専用住宅地区		学術研究地区		駅南地区	
		地区の 名 称	区分の	7. 6 h a	2. 0 h a	3. 9 h a	0. 5 h a	2. 1 h a	1. 1 h a
			面積	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
地	建			次の各号に 掲げる建築物 以外の建築物 は建築しては ならない。	同左	同 左	同左	同左	同左
	建			(1) 1 戸建専用 住宅 (2) 住宅で延べ	(1) 1 戸建専用 住宅 (2)第 1 種低層	(1) 1 戸建専用 住宅 (2) 共同住宅、	(1) 1 戸建専用 住宅 (2) 共同住宅、	(1) 共同住宅、 寄宿舎又は 下宿	(1) 1 戸建専用 住宅 (2) 共同住宅、
	築			面積の2分 の1以上を 居住の用に	住居専用地 域内に建築 することが	寄宿舎又は 下宿 (3)幼稚園、小	<ul><li>寄宿舎又は</li><li>下宿</li><li>(3)第1種低層</li></ul>	(2)事務所、店 舗、飲食店そ の他これら	寄宿舎又は 下宿 (3)第1種低層
区	物			供し、かつ、 学習塾、華道 教室、囲碁教 室その他こ れらに類す	できる兼用 住宅(建築基 準法施行令 第130条の3 で定める住	学校、中学 校、高等学校 (4)大学、高等 専門学校、専 修学校その	住居専用地 域内のこと するる兼用 できる兼用 住宅(建築基	に類するも の(建築基準 法別、項第2 (ほ)項第2 号及び第3	住居専用地 域内にとが するる兼用 住宅(建築基
整	等			る用途を兼 ねるもの(こ れらの用途 に供する部	宅) (3)診療所(患 者の収容施 設を有する	他これらに 類するもの (5)神社、寺院、 教会その他	準法施行令 第130条の3 で定める住 宅)	号に掲げる ものを除く) (3) 巡査派出 所、公衆電話	準法施行令 第130条の3 で定める住 宅)
	に			分の床面積 の合計が 50 ㎡を超える ものを除く)	ものを除く) (4) 巡査派出 所、公衆電話 所その他こ	これらに類 するもの (6)病院 (7)老人福祉セ	(4)前各号の建 築物に附属 するもの (建 築基準法施	所その他これらに類する公益上必要な建築物	(4)事務所、店 舗、飲食店そ の他これら に類するも
備	関す		物等の別制限	(3)集会所 (4)前各号の建 築物に附属 するもの(建 築基準法施 行令第130条	れらに類す る公益上 要な建築物 (5)前各号の建 築物に附属 するもの(建	ンター、児童 厚生施設そ の他これら に類するも の (8)事務所、店	行令第130条 の5で定める ものを除く)	(4)病院 (5)前各号の建 築物に附属 するもの	の (建築基準 法別 東第 2 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号に掲げる ものを除く)
計	る			の5で定める ものを除く)	築基準法施 行令第 130 条の 5 で定 めるものを 除く)	舗、飲食店そ の他これら に類するも のでその用 途に供する			<ul><li>(5)前各号の建築物に附属するもの</li></ul>
	事					部分の床面 積が1,500㎡ 以内のもの (3階以上の			
画	項					<ul><li>(9) 前物をという</li><li>(9) 前物をものり</li><li>(9) 前物をものり</li><li>(9) 前物をものり</li><li>(9) 前物をものり</li><li>(9) 前物をものり</li><li>(9) 前物を</li><li>(9) がのの</li><li>(9) がの</li><li>(9) がの</li><li>(9)</li></ul>			

		区 分	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区		
	-	建築物の敷地面 積の最低限度	2 3 0 m²	2 3 0 m²	3 0 0 m²	2 3 0 m²	3 0 0 m²	2 3 0 m²		
地	建		1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線(道路の隅切部分を除く。)及び隣地境界線までの距離の最低限度は1m以上とする。							
	築	壁面の位置	2 前項の規定は、次の各号の1に該当する建築物については適用しない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下の付属建築物							
区	物	の制限	(2) 前項に規定する敷地境界線からの距離の最低限度に満たない部分の建築建物の外壁等の中心線の 長さの合計が4m以下である建築物 (3) 門、へい、かき又はさく							
整	等		(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物							
	に									
備	関	建築物の高さの 最 高 限 度	10 m	10 m	20 m	15 m	20 m	15 m		
1)H	す	神物を含まる	1 建築物等の屋根は勾配屋根とし、色は黒とする。ただし、専用住宅及び兼用住宅については、日本瓦風 の屋根とすること。なお、公益上必要な建築物はこの限りでない。 2 建築物等の外壁その他戸外から望見される部分は、周囲の都市景観に配慮したデザインとすると共に、							
計	る	足は意匠の制限	日 はの ケジャレーン サコート シュ のコルトルオルケッ のよよし トゥ							
	事									
画	項	項       1 道路に面する宅地部分の、へい、かき又はさくの構造は、次の各号のものとする。ただし、宅地地盤より60cm以下の腰積みを併設することを妨げない。         (1) 生垣       (2) 透視可能なフェンス等と植栽を組み合わせたもの。なお、有刺鉄線等、安全性及び美観を損ねるのの使用を禁止する。								

------1. 0 mの後退距離

## 【全地区共通】



